

令和 3 年度経済産業省委託事業

令和 3 年度産業経済研究委託事業
(国内外の電動キックボードに関する調査)

【報告書】

令和 4 年 3 月

社会システム 株式会社

目次

第1章	調査目的・調査概要	4
1-1	調査目的	5
1-2	調査概要	6
第2章	海外の実態調査	7
2-1	文献調査による海外の動向整理	8
2-2	調査項目の設定・ヒアリング先の選定	19
2-3	調査結果の各国比較	20
第3章	国内の実態調査・将来性の整理	23
3-1	調査項目の設定・調査対象の選定	24
3-2	調査結果の比較	26
3-3	国内における電動キックボード流通台数の推計	28
3-4	将来的な国内市場の展開	41
第4章	広報コンテンツの作成	42
4-1	広報コンテンツの作成概要	43
4-2	広報コンテンツの作成内容	44
4-3	広報コンテンツを用いた普及推進に向けて	51
第5章	参考資料	52
5-1	ヒアリングシート	53



第1章 調査目的・調査概要

1-1 調査目的

電動キックボードは、欧米を中心に、手軽な交通手段として近年急速に普及しており、日本でも、ラストワンマイル問題を解決する手段の一つとして、その普及が期待されている。

現在の日本の法制度では、電動キックボードは道路交通法及び道路運送車両法において「原動機付自転車」と位置付けられるため、保安基準を満たした上で、運転免許証を携帯し、かつ、ヘルメットを着用する必要がある。また、走行箇所も車道に限定されている。

こうした中、警察庁の「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」において、新しい車両区分の方向性が示された。

それによると、車両区分は最高速度に応じ、①歩道通行車(～時速 6km 程度)、②小型低速車(～時速 15km)、③既存の原動機付自転車等(時速 15km～) とされている。

令和3年6月18日閣議決定された成長戦略においても、「交通ルールに係る制度の見直しを踏まえ、通行環境や車体の安全性の確保等を検討する」こととされている。

本調査では、上記の状況を踏まえ、電動キックボード等の新しいモビリティの基礎データを収集し、諸外国や国内における市場動向や普及状況等について調査を行うとともに、国内での事業展開の可能性等について整理したものである。

また、電動キックボードによる事故や違反が発生していることを踏まえ、安全運転の意識を高めるための普及啓発活動を合わせて実施した。

1-2 調査概要

(1) 海外の実態調査

海外における電動キックボードの普及状況、サービスの提供方法、車体の販売方法や動向を調査・整理した。また、各国政府や自治体の産業施策、アクション（規制、制度、インフラ整備等）について調査・整理した。

調査対象は、アメリカ、イギリス、ドイツ、エストニア、中国、韓国の電動キックボードサービス提供主体、製造事業者、行政機関とした。

調査方法は、現地機関へのヒアリング調査を基本としつつ、必要に応じてインターネット、文献での調査を実施した。

(2) 国内の実態調査

国内における電動キックボードの普及状況等、主要なシェアリング事業者、販売事業者における、サービスの提供方法、販売方法など調査した上で、国内における電動キックボードの流通台数を試算した。

調査に際しては、シェアリング事業者、販売事業者、製造事業者へのヒアリングをベースとしつつ、必要に応じて既往統計や文献、電話等での調査を実施した。

(1) の調査も踏まえつつ、国内での事業展開の可能性や課題（規制、制度、インフラ整備等）、将来的な国内市場規模について整理した。

(3) 広報コンテンツの作成

電動キックボードの運転マナー向上等を図るとともに、現行制度のルールに対する理解を促進するため、電動キックボード利用者向けの広報コンテンツ（動画、リーフレット）を作成した。

第2章 海外の実態調査

2-1 文献調査による海外の動向整理

(1) 全世界における電動キックボードの展開状況

ボストンコンサルティンググループが2019年に公表した電動キックボードの市場に関するレポート「The Promise and Pitfalls of E-Scooter Sharing」では、電動キックボードシェアリング市場は急速に拡大しており、世界市場は2025年までに約400億～500億ドルに達すると推測している。その内訳は、欧州・アメリカで最も多く、それぞれ120～150億ドル、次いで中国で60～80億ドルとされている。

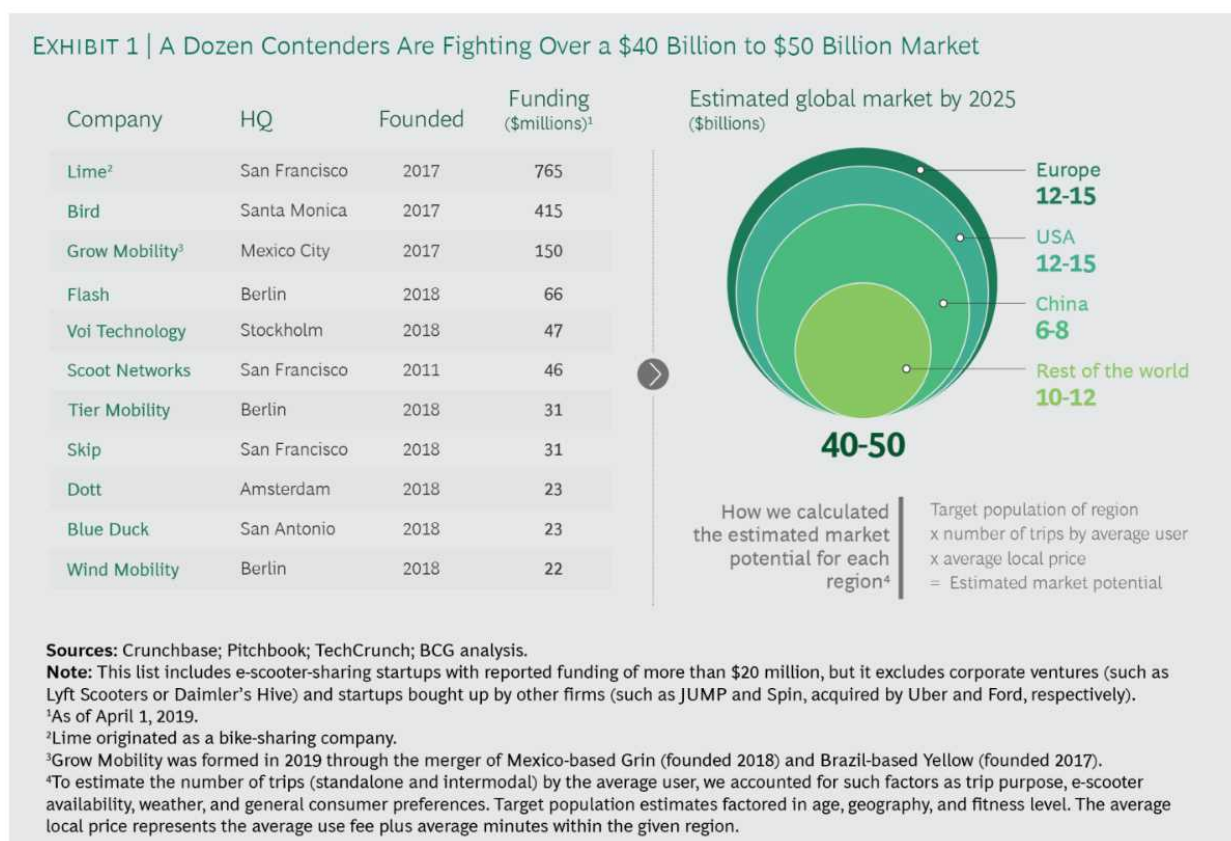


図 世界における電動キックボードシェアリングの市場

出典：ボストンコンサルティンググループ
2019年「The Promise and Pitfalls of E-Scooter Sharing」

アメリカにおけるマイクロモビリティに関する研究機関 New Urban Mobility Alliance (NUMO) のホームページでは、世界の都市における、シェアリングマイクロモビリティ（電動バイク、電動キックボード、電動自転車）の導入状況を地図上で表示している。NUMO の収集情報ベースでは、電動キックボードは、計 57 か国、609 の都市でシェアリングサービスが導入されている。



図 世界の電動キックボードの普及分布（円の大きさは都市数×1 都市あたりの事業者数）（2021 年 9 月時点）

出典：NUMO ホームページ

電動キックボードのシェアリングサービスが導入されている都市の数を、国ごとに比較した結果をみると、とりわけアメリカ、ドイツにおける都市において導入されていることが分かる。

表 電動キックボードのシェアリングサービスが導入されている都市の数

(国別) (2021年9月時点)

順位	国名	都市数	順位	国名	都市数
1	United States	129	30	Belgium	5
2	Germany	87	31	Belarus	5
3	Poland	44	32	Israel	3
4	United Kingdom	35	33	Greece	3
5	Italy	28	34	United Arab Emirates	2
6	Russia	21	35	Qatar	2
7	Spain	19	36	Portugal	2
8	Turkey	16	37	Malta	2
9	France	16	38	Malaysia	2
10	Sweden	14	39	Japan	2
11	Australia	13	40	Hungary	2
12	Norway	12	41	Georgia	2
13	Lithuania	11	42	Croatia	2
14	Iceland	11	43	Uzbekistan	1
15	Estonia	10	44	Singapore	1
16	Finland	9	45	Saudi Arabia	1
17	Canada	9	46	Peru	1
18	Austria	9	47	Pakistan	1
19	Slovakia	8	48	Mexico	1
20	Czech Republic	8	49	Kazakhstan	1
21	Latvia	7	50	Ireland	1
22	Switzerland	6	51	Guatemala	1
23	New Zealand	6	52	Colombia	1
24	India	6	53	Chile	1
25	Denmark	6	54	Bulgaria	1
26	Ukraine	5	55	Brazil	1
27	South Korea	5	56	Bosnia and Herzegovina	1
28	Romania	5	57	Argentina	1
29	Panama	5	計		609

出典：NUMO ホームページ公開データより作成

また、シェアリング事業者ごとに電動キックボードのシェアリングサービスが導入されている都市の数を比較した結果をみると、Lime は 148 都市、Bird は 123 都市、Tier が 105 都市に導入されていることがわかる。

表 電動キックボードのシェアリングサービスが導入されている都市の数
(シェアリング事業者別) (2021 年 9 月時点)

順位	シェアリング事業者名	導入都市数	順位	シェアリング事業者名	導入都市数
1	Lime	148	44	Skip by Helbiz	2
2	Bird	123	45	Hopr	2
3	Tier	105	46	E-wings	2
4	Bolt	82	47	Yes	2
5	Spin	69	48	BinBin	2
6	Voi	62	49	Palm	2
7	Wind	42	50	Zvipp	2
8	Blinkee	35	51	BySpark	2
9	SCOOT911	34	52	Flamingo	2
10	LINK	29	53	Whizascoot	2
11	Helbiz	24	54	Tuul	2
12	Zeus	24	55	Scooty	2
13	Neuron	19	56	Roll	2
14	Whoosh	16	57	TukTuk	1
15	Veo	15	58	Glide	1
16	Marti	14	59	C-Max	1
17	KiwiRide	12	60	Seagull	1
18	Wheels	12	61	Roket	1
19	Razor	11	62	Enjoy	1
20	Beam	11	63	SEAT MO	1
21	Eleven	11	64	Wee	1
22	Reby	9	65	Splash	1
23	Hopp	8	66	Loop Mobility	1
24	Bolt Mobility	7	67	ezBike	1
25	Lyft	7	68	Goon	1
26	GOAT	6	69	Jungo	1
27	Pony	6	70	Atom	1
28	Movo	6	71	Flit	1
29	E-floater	6	72	Fast Mobility	1
30	Yulu	6	73	Fly	1
31	Lynx	5	74	Moin	1
32	Beryl	5	75	Skooty	1
33	Chiva	5	76	Trend	1
34	OSS	5	77	Yego	1
35	Qick	4	78	Voom	1
36	ELO	4	79	Scoot	1
37	JOE	4	80	BeeBee	1
38	Sherpa	3	81	Hoppy	1
39	Scroll	3	82	Poppy	1
40	HOP!	3	83	Samokato	1
41	Falcon	3	84	Rollmi	1
42	Fiqsy	3	事業者数計		1,063
43	Zip	3			

出典：NUMO ホームページ公開データより作成

(2) アメリカにおける普及状況

アメリカの全国都市交通当局者協会（National Association of City Transportation Officials : NACTO）のレポート（Shared Micromobility in the U.S.: 2019）によると、2019年におけるアメリカのシェアリング事業における電動自転車、キックボード等のマイクロモビリティの利用回数（トリップ数）は、合計で1億3600万回であった。そのうち電動キックボードの利用は8,600万回であった。2019年に109の都市でドックレス(充電ポート無し)電動キックボードプログラムが実施されたことも関連し、2018年と比べると利用がおおよそ2倍に増加したとされている。

普及台数は、2018年末の時点で、約100のアメリカの都市で85,000台を超えるシェアリング電動キックボードが利用可能とされている。普及台数の地域分布をみると、南部のテキサス州の都市や西海岸の主要都市で1万台程度の台数が配置されていることが伺える。

SHARED MICROMOBILITY RIDERSHIP GROWTH FROM 2010-2019,
IN MILLIONS OF TRIPS

Source: NACTO

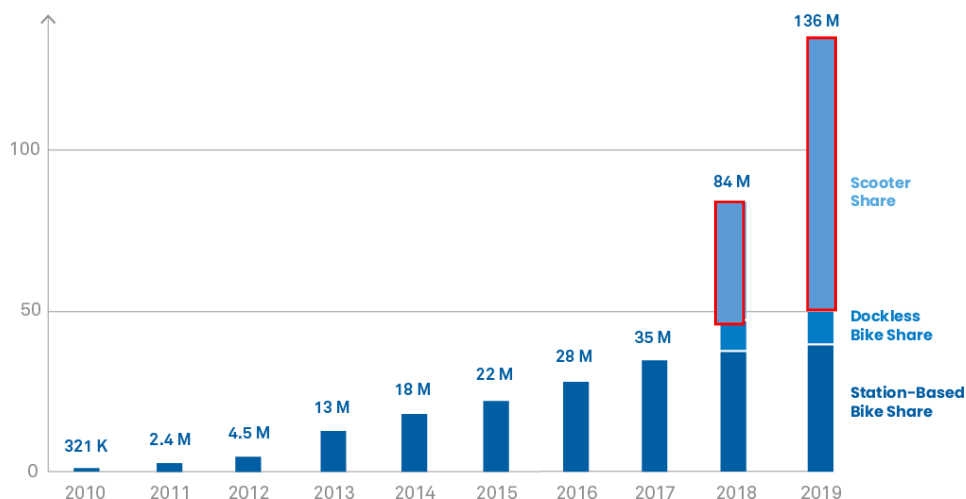


図 アメリカにおけるマイクロモビリティの利用回数の推移（単位：百万回）

出典：NACTO Shared Micromobility in the U.S.: 2019

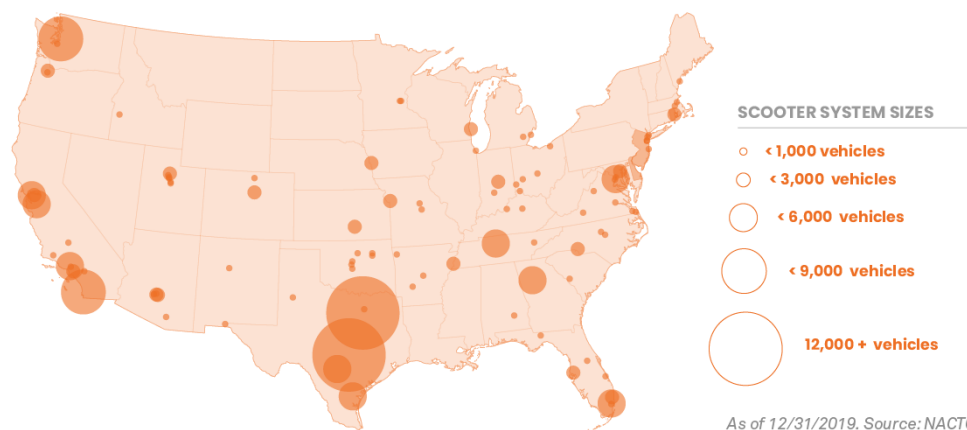


図 アメリカにおけるシェアリング電動キックボードの普及分布（台数）2019年時点

出典：NACTO Shared Micromobility in the U.S.: 2019

(3) 欧州における普及状況

欧州では、ドイツの都市をはじめ多くの都市で、電動キックボードが流通している。ドイツのコンサルティング会社 civity による電動キックボードの分析レポート（E-Scooter in Deutschland）によると、2019 年ベルリンやストックホルムで 1.1 万台程度が配置されていると報告されている。

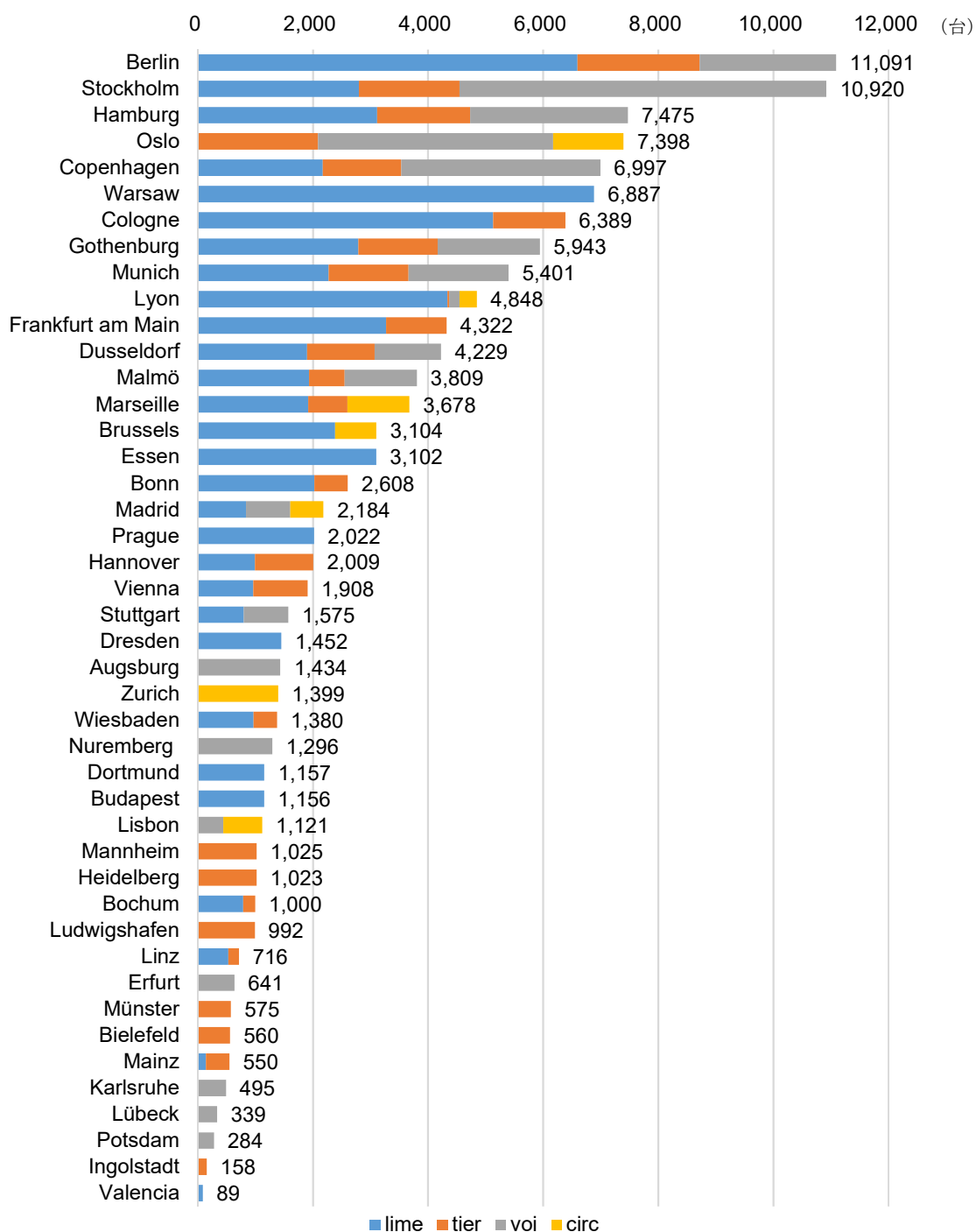


図 欧州の都市におけるシェアリング電動キックボード配置台数

（2019 年 8 月 20 日～9 月 30 日の間に存在した車両 ID を計測）

出典：civity 2019 E-Scooter in Deutschland

(4) ドイツにおける産業施策の展開例

SOMPO 未来研レポート「電動マイクロモビリティブームとドイツにおける受容～電動キックボードを中心に～」では、ドイツにおける電動キックボードに関する法令作りの経緯について整理している。

ドイツでは、2000 年代初頭から都市部の交通計画が見直され、**自動車の流入量を抑える政策**を検討してきた。従って、電動キックボードの法令整備についてもいち早く取り組めたことが伺える。

ドイツでは 2019 年に以下の法令が施行されている。

「電動小型モビリティの道路交通への参加に関する命令（eKFV）」 2019 年 6 月施行

- ・運転者要件を 14 歳以上、免許不要とした（ヘルメット着用は推奨）
- ・電動キックボード車両の型式認証により安全性を担保（車両の型式認証は EU 初）
- ・自転車専用道または自転車レーン走行

上記の法令の施行により、車両性能や道路交通上の安全性が担保され、ドイツ全土に電動キックボードのシェアリングサービスが拡大した。

一方で、事故も増加したことから、Lime や Circ は営業都市で無料の安全運転講習を開き、参加者にはヘルメットをプレゼントするなど、**自治体とサービス提供事業者が連携して、運転マナー啓発に取り組む**などしている。

さらに電動キックボードの利用を促進するために以下の協力覚書が締結されている。

「地域交通網を強化するための協力覚書」2019 年 8 月締結

- ・ドイツ都市協会、ドイツ町村協会と、Lime、Circ、TIER、Voi の 4 サービス提供事業者の間で締結
- ・全国の自治体向けに「電動キックボードのシェアリングサービス導入ガイドライン」が作成され、自治体とプロバイダー間で協議すべき推奨事項がまとめられた
- ・サービス提供事業者が保有する GPS データ等の自治体への提供が義務化
- ・自治体がユーザーの最終目的地や移動経路、時刻などから市民の移動ニーズや移動量を把握
- ・データを受け取る側の自治体は、電動キックボードのシェアリングサービスと公共交通機関の統合について検討をすすめる（自治体の MaaS アプリとの連携）

出典：SOMPO 未来研レポート「電動マイクロモビリティブームとドイツにおける受容～電動キックボードを中心に～」2019.9 Vol75

(5) アメリカ・シカゴ市における実証実験

シカゴ市では、電動キックボードに関する実証実験を通じて、利用者の利用実態を分析したレポート「2020 E-SCOOTER PILOT EVALUATION」を公開している。

実証実験では、1万台の電動キックボードの利用動向を分析しており、この分析結果を用いて、電動キックボード常設のための条例が制定されている。

表 シカゴ市における実証実験の概要

項目	内容
実証実験期間	2020年8月12日～2020年12月12日 (2019年に続き2回目)
実証実験エリア	シカゴ市全域 (市街地、ミシガン湖沿岸等は除く)
参入事業者	Bird, Lime, Spin
合計機体数	10,000台(3事業者合計)
1日平均設置数	7,415台(3事業者合計)
1日平均利用回数	4,391回(3事業者合計)
平均移動距離	2.1マイル(約3.38km)
平均移動時間	18.5分
利用割合が多い個人属性	性別：男性 年齢：25歳～34歳

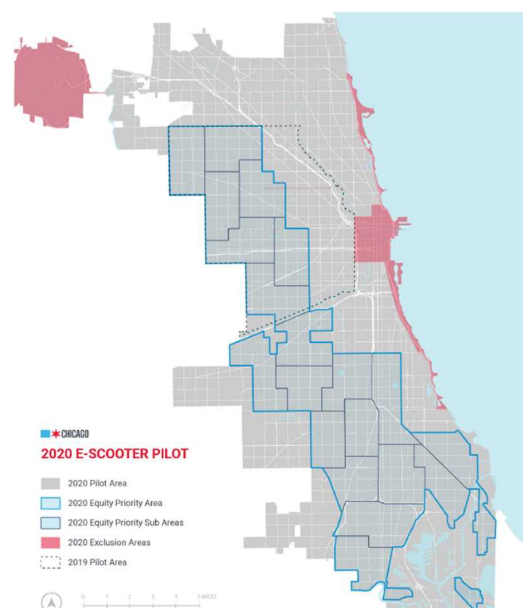


図 実証実験区域

- ・ 実証実験でシカゴ市が実証実験で行った取り組み
- ・ 初めて電動キックボードを利用するユーザーに、安全利用のためのテストを行い、8割以上正答することを利用の条件とした
- ・ 郊外に優先配備エリアを設定
 - 最低でも機体の半数は、常に優先配備エリアに配備
 - 機体の所在が偏らないように、1日に2回は事業者が機体を移動
- ・ 利用を終了する際は、機体を固定物にくくり付けるというルールを設定

・シカゴ市民の利用実態

実証実験に協力した人に対して、シカゴ市ではアンケートを行っており、電動キックボードを「よく利用する」「時々利用する」と回答した人の利用目的の割合は「友人・親戚を訪問」「乗ること自体を楽しむ」などの、比較的近距离で、私的な利用がされていることが伺える。

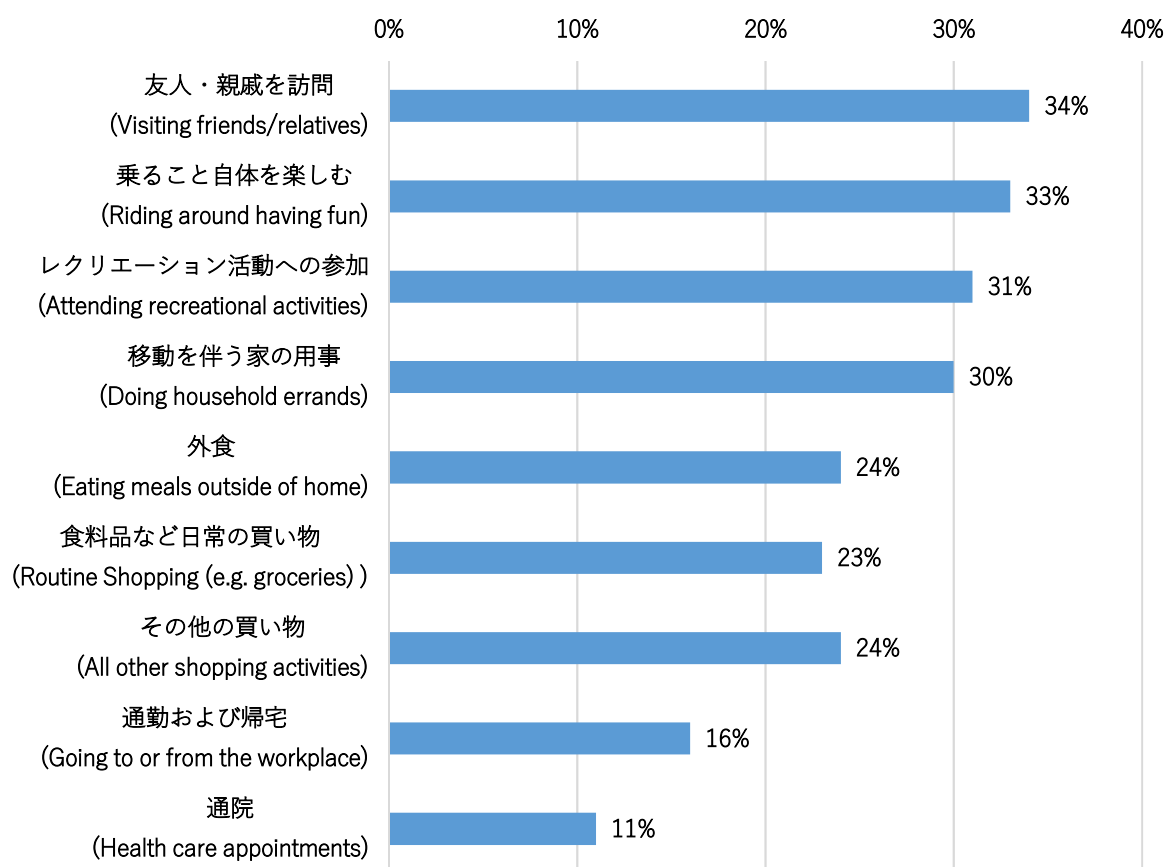


図 電動キックボードを「よく利用する」「時々利用する」と回答した人の
利用目的の割合

出典：2020 E-SCOOTER PILOT EVALUATION
MAY 2021 CITY OF CHICAGO — MAYOR

・電動キックボード常設のための条例の内容

- ✓ 常設開始直後は、1 事業者あたり 2000 台まで設置可能とする
- ✓ 需要に応じて、シカゴ市全体での電動キックボード設置数を 12,500 台まで増加可能
- ✓ 歩道走行や走行禁止エリアへの進入を GPS で検知し、機体が警告音を発したり、走行が停止する機能を搭載するよう要求

出典：2021/10/13 シカゴトリビューン紙、シカゴサンタイムズ紙

(6) アメリカ・ロサンゼルス市運輸省における取組

ロサンゼルス市運輸省（LADOT）は、市内で電動キックボードのシェアリングサービスを提供するプロバイダーに対して、走行データの市への提出を義務付けている。

データは各サービス提供事業者のアプリからの API 接続によりリアルタイムで市の Mobility Data Specification(MDS)に収録される。

集められたデータは、自転車やタクシー、バス、将来的には自動運転車などとの連携も視野に入れて、都市交通の管理や計画策定での活用が期待されている。

<MDS の主な収録データ項目>

- ✓ 全ての車両の現在地
- ✓ 時刻ごとの利用台数
- ✓ 利用開始・終了に関するデータ
- ✓ 駐車（施錠）の確認に関するデータ
- ✓ 利用料金
- ✓ 運営コスト
- ✓ 車両のコンディション
- ✓ バッテリー残量 など

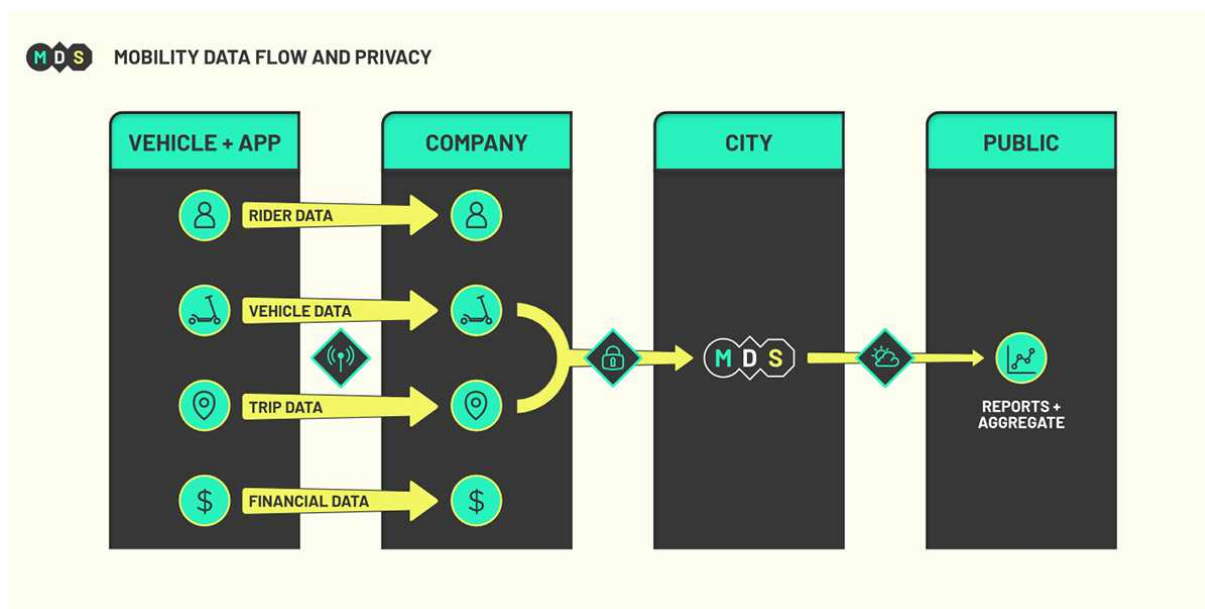


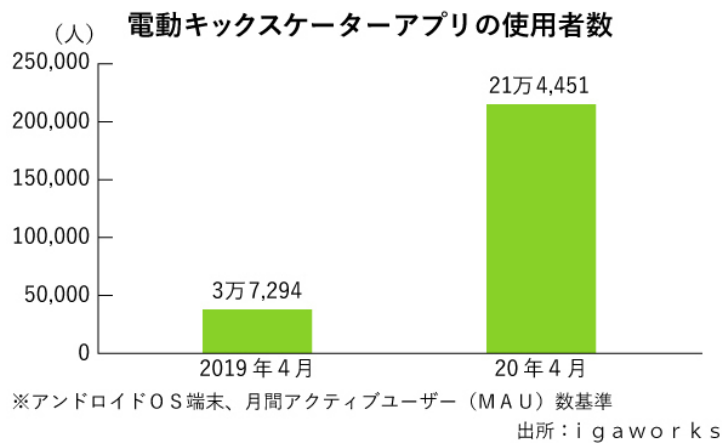
図 ロサンゼルス市運輸省における Mobility Data Specification(MDS)の概要

(7) 韓国における普及状況

韓国でも電動キックボードのシェアリングサービス拡大している。以下の記事では、2019 年から 2020 年にかけて急速に拡大したことが記載されている。

【アジア経済ニュースにおける韓国の普及状況に関する記事】

2018 年の同国初のサービス開始以降、20 社近くが参入している。当初はほとんどの業者がソウル市の一部で展開するのみだったが、現在は仁川市や京畿道など首都圏のほか、釜山市や大邱市、大田市、済州市といった比較的大きな地方都市でも利用できる。19 年に 1 社当たり 1,000 台ほどだった運用台数も 1 万台以上の業者が増え、全国での総数は 10 万台を超えたとみられる。



出典：【アジア取材ノート】コロナ追い風に快走 韓国電動スケーター 2021 年 6 月

<https://www.nna.jp/news/show/2195831>

2-2 調査項目の設定・ヒアリング先の選定

(1) ヒアリング項目の設定

ヒアリング項目は、他の省庁等で実施された調査結果を踏まえて、既往調査実績の少ない事故の実態、産業施策（利用促進策）や MaaS の観点、マナー啓発策に関する調査項目を設定した。

表 ヒアリング項目

調査項目		調査内容
普及状況		シェアリングサービス利用者数及び年間出荷台数
サービス提供方法		アプリを介して予約、決済が可能か
車体の販売方法		対面販売かオンライン販売か
活用推進のための産業施策		電動キックボード活用を推進するための施策があるか
他の交通モードとの連携		MaaS アプリとの連携等
規制	速度制限	現行の速度制限
	走行対象	現行の走行対象道路
	年齢制限・免許	現行の年齢制限・免許制度
	ヘルメット	現行のヘルメット着用義務
	保険	現行の保険制度
	その他	各国特有の事情等
制度		電動キックボードに係る法制度は何があるか（規制制度、推進制度等）
インフラ整備		電動キックボード普及のための設備投資
利用者層		シェアリング利用者及び購入者の性別・年齢等
事故		電動キックボードに起因する事故の状況及び件数
運転マナー啓発策		運転マナー啓発のための取組内容

2-3 調査結果の各国比較

(1) 電動キックボードの普及状況

国	分類	回答
ドイツ	サービス提供主体	・現在は 400 都市、18 カ国で展開（特にドイツでは 50 都市で展開） ・展開している都市のうち 16%は入札案件や覚書を締結して進出 ・世界的には 11 万台稼働（国別の稼働台数は後述） ・世界的には年間利用者数は 800 万人、年間利用回数は 9000 万回（ドイツにおけるシェアリング事業者のシェアとしては 1 位）
エストニア	サービス提供主体	・現在は、170 都市、20 か国で展開している ・今後、250 都市、25 か国に拡張したいと考えている ・欧州では 13 万台の e-scooters を運営 ・ヨーロッパ全体の乗車数を合わせると、週に約 200 万回、月に 800～1000 万回の乗車数がある
イギリス	行政機関	・ロンドンの 32 区のうち 10 区で 2021 年 6 月からシェアリング実証実験を実施 ・ロンドン以外でもイギリス全土の 32 の都市で 2020 年の夏から実験を開始 ・シェアリング事業者 3 者が参入しており、計 3500 台程度が実験車両として配置 ・実験期間中（2021 年 6 月～2022 年 1 月）の延べ利用回数は 52 万回
韓国	サービス提供主体	・韓国では、13 のシェアリング事業者が競合している。韓国全体では約 13 万台。 ・韓国の約 90 都市に 4 万台を導入している。韓国シェア 1 位。 ・年間利用回数：2000 万回、会員数：180 万人。72%が日常移動、21%が観光として活用。
中国	製造事業者	・これまで電動キックボードは、累積で 1000 万台製造している。 ・年間の製造台数は平均 100 万台～200 万台 ・日本への輸出は 2017 年から行っている。

(2) 利用場面

利用場面は、料金設定や、導入した都市の状況に応じて異なることから、幅広い用途に適用可能であることが伺える。

国	分類	回答
ドイツ	サービス提供主体	・ ちょっとした外出や、週末、遊びに行くときに使用することが多く、通勤やスーパーへの買い物など
エストニア	サービス提供主体	・ 年ごとの料金設定に大きく影響を受けている。パリだと1分20セントであり、他都市と比較して少し高い。そのため他国と比較して通勤での利用率が低く、観光客がより多く使っている。他都市では通勤に使っている割合はもう少し高い。
アメリカ	研究機関	・ コロナ前は、観光地や学生街での使用が多かった。また、住宅街や、オフィスや小売店が集積している地域でも使用されていた。(コロナ後は観光利用、学生利用が減少)
韓国	サービス提供主体	・ 72%は日常の移動のため、21%は観光のために利用している。観光のための利用は日常の移動のための利用と比較して、利用距離が長い傾向にある。残りの7%は、無目的で試しに乗ってみたという利用。

(3) サービスの提供方法・ルール

いずれの国も、シェアリング事業者の専用アプリまたは自治体の MaaS アプリから予約する方法であった。

(4) 行政の産業施策・インフラ整備

多くの国で、自治体とシェアリング事業者が協働して、補助制度や、割引などを実施している。

国	分類	回答
ドイツ	サービス提供主体	行政からの補助金を受けている。また、都市部だけでなく、田舎の地方自治体からも補助金を受けることがあり、公共交通が不便な小規模の自治体の方が補助金を交付してくれる傾向にある。 補助金は、電動キックボード購入費だけでなく、サービスの提供全般に使用できるものが多い。ドイツのハンブルグの郊外からは、EU のファースト・ラストマイルプロジェクトによる補助金をもらっている。
エストニア	サービス提供主体	行政側が特定の日を指定して、利用料金を安くする日を決めることがある。また、行政側にシェアリング事業者から支払うフィーを安くしてもらうこともある。さらに、行政側で安全性に関するキャンペーンを実施している場合もある
イギリス	行政機関	地下鉄、バスの運営を行っているので、電動キックボードの普及政策を大々的に行うのは難しい。
アメリカ	研究機関	電動キックボードの管理は合衆国政府ではなく、州や自治体政府が行っている。アメリカは、公共交通機関の運行本数が少なかったり、時刻通りに来なかったりするので、そのような地域でマイクロモビリティを普及させていく動きは見られる。
韓国	サービス提供主体	韓国政府の交通局からシェアリング事業者に向けた補助制度がある。この補助制度では、自国（韓国）の技術を活用した電動キックボード車両の開発費用を政府が負担するものである。 さらに、自治体からシェアリング事業者に対して、スマートシティ振興に関する補助制度がある。補助金は車両の購入費用に充てられる。自治体によっては運用にも充てられるものもある。

第3章 国内の実態調査・将来性の整理

3-1 調査項目の設定・調査対象の選定

(1) 調査項目の設定

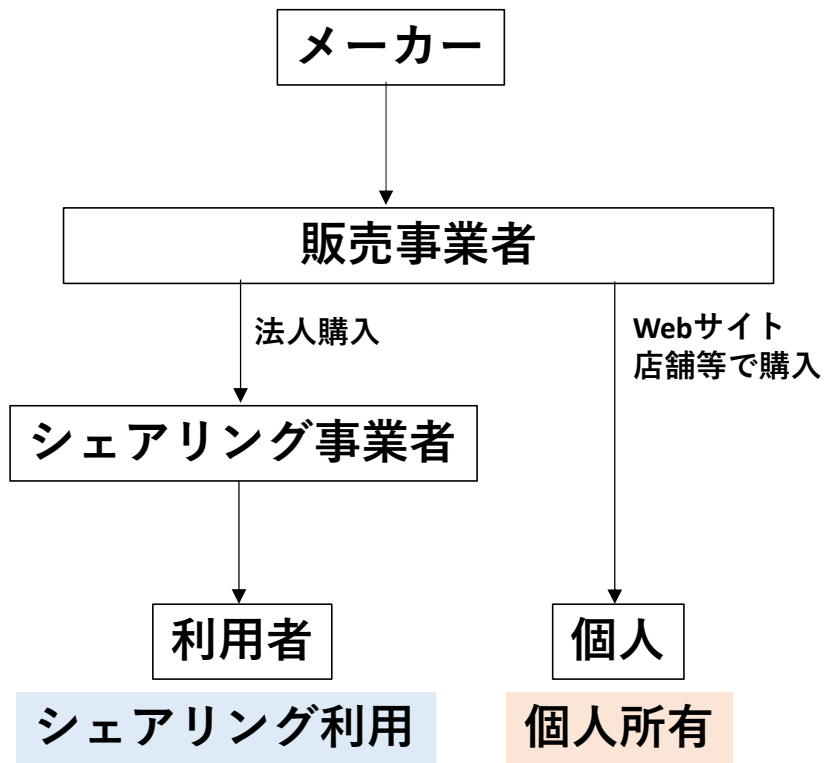
調査項目は、他の省庁等で実施された調査結果を踏まえて、既往調査実績の少ない事故の実態、産業施策（利用促進策）や MaaS の観点、マナー啓発策に関する調査項目を設定した。

表 調査項目

調査項目	調査内容
サービス提供方法	アプリを介して予約、決済が可能か
車体の製造台数	製造台数の年間値及び累計値
車体の販売台数	販売台数の年間値及び累計値
車体の販売方法	対面販売かオンライン販売か、またその割合
使用・販売している車体のメーカー及び製造国	車体のメーカー及び製造国が複数あればその割合
他の交通モードとの連携	MaaS アプリとの連携等
制度	電動キックボード普及推進に当たり、行政及び民間でどのような取組が必要と考えるか
インフラ整備	電動キックボード普及のための設備投資
利用者・購入者層	シェアリング利用者及び購入者の性別・年齢等
事故	電動キックボードに起因する事故の状況及び件数
運転マナー啓発策	運転マナー啓発のための取組内容
将来的な国内市場規模	将来的な国内電動キックボード市場規模はどの程度になると考えられるか。

(2) 調査対象の選定

調査対象を選定するにあたって、シェアリング利用者、個人所有者をエンドユーザーとして、車両製造メーカー（国内外）、販売事業者、シェアリング事業者及び個人への流れを以下の通り想定した。



※メーカー兼個人販売をしている事業者があることも想定した
 図 国内の電動キックボードの流通経路（想定）

3-2 調査結果の比較

(1) シェアリング事業者

以下にシェアリング事業者への調査結果を示す。

シェアリング事業者では、運転マナー啓発のために定期的な安全講習会を実施しているほか、利用ガイドブックや乗り方説明動画を作成していることが分かった。

調査項目	調査結果（2021年12月現在）
稼働台数	約 1,800 台
ポート設置数	全国で 750 か所以上
購入者層	性別：約 70%が男性 年齢別：20 代～30 代が大半
運転マナー啓発施策	・アプリ内での啓発 ・車体への注意喚起ステッカー装着 ・行政、警察と連携した啓発活動 ・安全講習会、体験試乗イベントの開催 ・悪質な違反・事故を発生させたユーザーのアカウント停止を含む処分 ・電動キックボードのご利用ガイドブックを制作、安全講習会での配布 ・電動キックボードの乗り方説明動画の制作、YouTube やホームページ、Web サイトでの公開

(2) 製造・販売事業者

以下に製造・販売事業者への調査結果を示す。

シェアリング事業者では、運転マナー啓発のためにナンバープレート取得や自賠責保険加入を促していることが分かった。

調査項目	調査結果（2021年12月現在）
製造台数	約 7,300 台
販売台数	約 18,000 台
上記の機体の製造国	ほとんどが中国製
購入者層	性別：70～80%が男性 年齢別：20代～40代が多い
運転マナー啓発施策	・私有地のみ走行可能である旨の注意書きを、自社サイト、説明書、機体のステッカーに記している ・販売時に車体本体を渡さず、ナンバー登録、自賠責保険加入後、それらの情報とユーザー情報を登録後に車体を納車することを徹底 ・電動キックボードの扱いとして明確に「第一種原動付自転車」と記載しており、取扱説明書へもナンバープレートの取得が必要といった内容を記載 ・試乗会実施と取扱店での試乗購入の推奨 ・SNSでの発信 ・試乗会や購入いただいたお客様へ啓蒙チラシの配布

3-3 国内における電動キックボード流通台数の推計

本調査では、ヒアリング結果に基づく推計及び既存の統計に基づく推計の2種類の方法により、国内における電動キックボード流通台数の推計を試みた。以下に推計フローを示す。

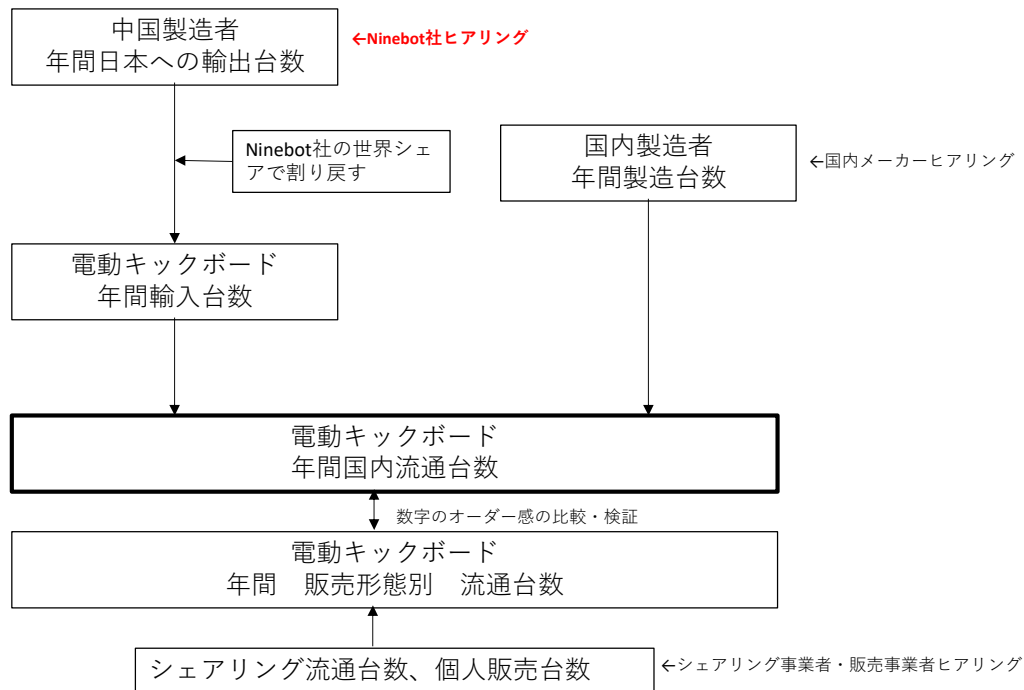


図 ヒアリング結果に基づく推計フロー

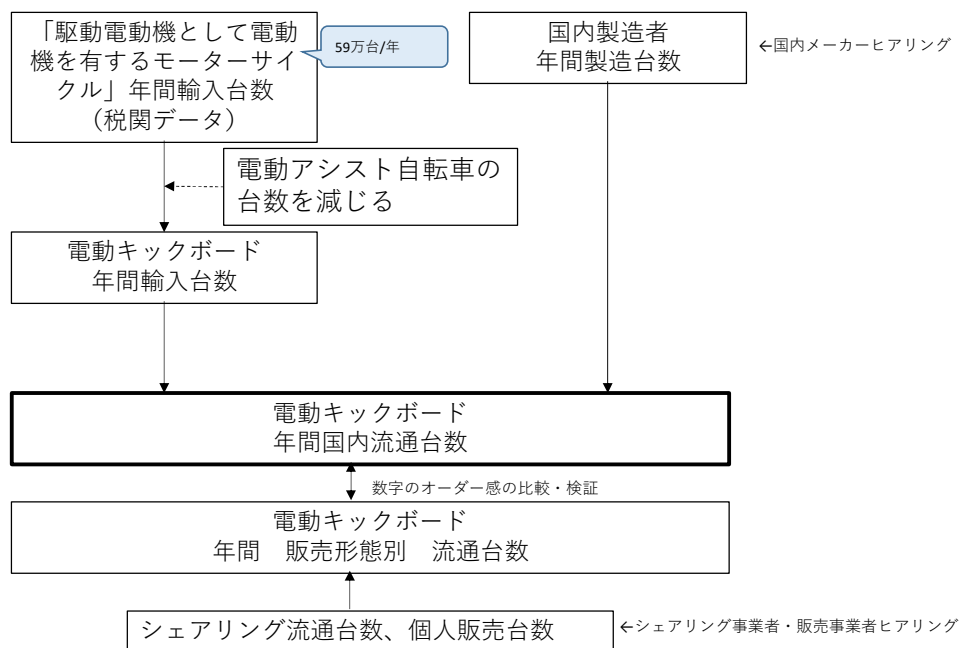


図 既存の統計に基づく推計フロー

(1) ヒアリング結果に基づく推計

1) 推計に使用するデータ

推計に使用するデータを以下に示す。

- ・海外製造事業者社の日本への年間輸出台数（ヒアリングより）
- ・国内製造事業者の年間製造台数（ヒアリングより）

2) 各データの詳細

a) 海外製造事業者の日本への年間輸出台数

電動キックボード製造事業者において、最もシェアが大きいとされる Segway-Ninebot 社へのヒアリングの結果より以下の情報を推計に使用する

- ・日本への年間輸出台数は約 8,000 台以下
- ・Segway-Ninebot 社の世界シェアは約 60～70%

b) 国内製造事業者の年間製造台数

国内製造事業者へのヒアリングの結果より以下の情報を推計に使用する

- ・国内製造事業者の年間製造台数は約 7,300 台

3) 推計方法

a) 電動キックボード年間輸入台数

電動キックボード年間輸入台数は、Segway-Ninebot 社の日本への年間輸出台数に Segway-Ninebot 社の世界シェアを適用し、割り戻して推計する。なお、ヒアリング時に正確な世界シェアは把握していないとのことであったため、適用する世界シェアは幅を持たせて想定する。

電動キックボードの年間輸入台数の推計式を以下に示す。

$$\begin{aligned} (\text{電動キックボード年間輸入台数}) &= (\text{Segway-Ninebot 社の日本への輸出数}) \\ &\div (\text{Segway-Ninebot 社の世界シェア}) \end{aligned}$$

b) 電動キックボード年間国内流通台数

電動キックボード年間国内流通台数は、電動キックボード年間輸入台数に国内製造事業者の年間製造台数を足して推計する。

電動キックボードの年間国内流通台数の推計式を以下に示す。

$$\begin{aligned} (\text{電動キックボード年間国内流通台数}) &= (\text{電動キックボード年間輸入台数}) \\ &+ (\text{国内製造事業者の年間製造台数}) \end{aligned}$$

4) 推計結果

推計結果を以下に示す。

Segway-Ninebot の世界シェアが 60%と仮定したときの、年間国内流通台数推計結果は 20,633 台、70%と仮定したときの、年間国内流通台数推計結果は 18,729 台となった。

表 推計結果

(A) Ninebot 対日年間輸出台数	(B) 国内事業者 製造台数			
8,000	7,300			
(C) Ninebot 世界シェア (想定)	(D : A/C) 電動 キックボード輸入 総数の推計	(B+D) 年間国内流通台数 (2021年)		
40%	20,000	27,300		
50%	16,000	23,300		
60%	13,333	20,633		
70%	11,429	18,729		
80%	10,000	17,300		
90%	8,889	16,189		
100%	8,000	15,300		

5) 推計結果の妥当性の確認

シェアリング事業者、販売事業者、製造事業者の年間の所持・流通台数に関する情報より、所持・流通台数の合計は約 20,000 台である。本調査の調査対象以外にも電動キックボードのシェアリング及び販売を行う小規模な事業者が存在することも考慮すると、推計結果は妥当と考えられる。

(2) 国内における電動キックボード流通台数

以上の試算に基づき、本調査のヒアリング結果から、国内における電動キックボードの流通台数は、年間 1 万 8 千台～2 万台と推定される。

(3) 既存の統計に基づく推計（参考）

本調査では、(1)の方法とは別に、貿易統計等の既存の統計に基づく推計方法も検討した。

1) 推計に使用するデータ

推計に使用するデータを以下に示す。

- ・財務省 貿易統計
- ・経済産業省 生産動態統計
- ・自転車産業振興協会 自転車生産動態・輸出入統計
- ・自転車産業振興協会 自転車国内販売動向調査 年間総括
- ・国内製造事業者の年間製造台数（ヒアリングより）

2) 各データの詳細

a) 財務省 貿易統計

貿易統計は電動キックボードの輸入台数を把握するために使用する。貿易統計には各品目に対して世界共通の関税番号（HSコード）が割り当てられている。貿易統計では電動キックボードにのみ該当する品目は存在せず、「駆動原動機として電動機を有するモーターサイクル」に含まれている。

表 自転車の車種別関税番号

関税番号／品名区分	車 種
8712.00100 マウンテンバイク	・MTB(Vブレーキ・Diskブレーキ装着車を含む) ・クロスバイク
8712.00211 ミニサイクル	・ミニサイクル ・小径折りたたみ車 ・BMX
8712.00218 幼児車	・幼児車(12～16吋) ・乗用玩具(12吋二輪車) ・一輪車(12～16吋)
8712.00219 子供車	・子供車(18～24吋) ・Jr.MTB(18～24吋) ・一輪車(18～24吋)
8712.00291 軽快車	・軽快車(外装変速機付は含まない) ・シングル、内装変速機付スポーツ車
8712.00299 その他	・スポーツ車 ・外装変速機付軽快車 ・Jr.MTB(26吋)
8711.60000 駆動原動機として電動機を有するモーターサイクル	・電動オートバイ、電動アシスト自転車がこの区分の中に含まれる

出典：一般財団法人自転車産業振興協会

なお、貿易統計では完成車と部分品及び附属品は区別されており、部分品及び附属品は87.14 から始まる関税番号が付けられている。

表 自転車の部分品及び附属品に関する車種別関税番号

87.14		部分品及び附属品（第87.11項から第87.13項までの車両のものに限る。）			
8714.10	000	－ モーターサイクル（モペットを含む。）のもの		KG	
8714.20	000	－ 身体障害者用又は病人用の車両のもの		KG	
		－ その他のもの			
8714.91	000	－ フレーム体及び前ホーク並びにこれらの部分品		KG	
8714.92	000	－ リム及びスポーク		KG	
8714.93		－ ハブ（コースターブレーキハブ及びハブブレーキを除く。）及びフリーホイール			
	100	－ ハブ	NO	KG	
	200	－ フリーホイール	NO	KG	
8714.94	000	－ ブレーキ（コースターブレーキハブ及びハブブレーキを含む。）及びその部分品		KG	
8714.95	000	－ サドル		NO	
8714.96		－ ペダル及びギヤクランク並びにこれらの部分品			
	100	－ ペダル	NO	KG	
	900	－ その他のもの		KG	
8714.99		－ その他のもの			
	200	－ ディレーラ	NO	KG	
	900	－ その他のもの		KG	

出典：財務省 貿易統計

2020 年における「駆動電動機として電動機を有するモーターサイクル」の輸出国別日本への輸出台数を以下に示す。「駆動原動機として電動機を有するモーターサイクル」の輸入台数は年間 49 万台であるが、このうちの多くが電動アシスト自転車と考えられる。そのため、電動アシスト自転車の台数を除く必要がある。

表 「駆動原動機として電動機を有するモーターサイクル」の国別輸入台数

日本への輸出国	輸出台数		金額（千円）
		割合	
中国	483,033	98.1%	17,091,348
台湾	7,919	1.6%	1,277,511
ベトナム	1,238	0.3%	203,502
その他	278	0.0%	149,396
合計	492,468	100.0%	18,721,757

出典：財務省 貿易統計

b) 経済産業省 生産動態統計

生産動態統計は電動アシスト自転車の国内生産台数、販売台数、在庫台数を把握するために使用する。生産動態統計年報より、2020年の電動アシスト自転車国内生産台数は、約61万台、販売台数は約74万台、在庫台数は約6万台である。

表 電動アシスト自転車の国内生産台数、販売台数、在庫台数

43 自転車及び車いす(原動機付自転車を除く)

Bicycles and wheelchairs (except motorbike)

(単位: 台) (Unit: n)

品 目 Commodity	生 産 Production		受 入 Receipts	出 荷 Shipments			年 末 在 庫 Inventory
	数 量 Quantity	金 額(千円) Value (thousand yen)		販 売 Sales		そ の 他 Others	
				数 量 Quantity	金 額(千円) Value (thousand yen)		
自転車及び車いす Bicycles and wheelchairs	69,764,144			91,235,472			
完成自転車 Fully assembled bicycles	868,589	61,570,138	1,191,578	1,626,347	77,105,351	432,397	159,470
軽快車 Light bicycles	190,943	5,240,627	501,813	554,120	9,374,978	145,458	45,535
電動アシスト車 Electric power assist bicycles	609,430	54,881,096	405,998	737,738	61,815,610	271,108	61,669
その他 Other bicycles	68,216	1,448,415	283,767	334,489	5,914,763	15,831	52,266
車いす Wheelchairs	87,213	8,194,006	118,096	209,556	14,130,121	101	11,807
手動式車いす Manually propelled wheelchairs	72,277	4,625,696	117,733	194,259	10,232,880	101	11,595
電動式車いす Electric wheelchairs	14,936	3,568,310	363	15,297	3,897,241	-	212

出典：経済産業省 生産動態統計年報 機械統計編

c) 自転車産業振興協会 自転車生産動態・輸出入統計

自転車生産動態・輸出入統計は年間国内向け自転車台数（輸入台数と生産台数の合計）を把握するために使用する。自転車生産動態・輸出入統計より、年間国内向け自転車台数は約718万台である。

表 年間国内向け自転車台数

生 産 比 率														(単位: 台)	
2020年		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	累 計	構成比
軽 快 車	生 産	27,810	29,564	19,192	15,218	7,938	8,963	8,865	7,664	12,889	17,671	17,441	17,728	190,943	22.0%
	輸 入	192,570	114,768	150,682	170,004	110,956	91,469	74,866	89,604	88,104	106,308	127,198	130,661	1,447,190	22.9%
	国 内 向	220,380	144,332	169,874	185,222	118,894	100,432	83,731	97,268	100,993	123,979	144,639	148,389	1,638,133	22.8%
	国内生産比率	12.6%	20.5%	11.3%	8.2%	6.7%	8.9%	10.6%	7.9%	12.8%	14.3%	12.1%	11.9%	11.7%	-
そ の 他	生 産	66,261	44,303	42,236	64,530	53,704	54,764	55,764	47,388	61,162	64,161	61,240	62,133	677,646	78.0%
	輸 入	438,938	238,014	305,699	554,748	457,539	458,368	400,019	383,132	388,345	397,509	454,661	384,807	4,861,779	77.1%
	国 内 向	505,199	282,317	347,935	619,278	511,243	513,132	455,783	430,520	449,507	461,670	515,901	446,940	5,539,425	77.2%
	国内生産比率	13.1%	15.7%	12.1%	10.4%	10.5%	10.7%	12.2%	11.0%	13.6%	13.9%	11.9%	13.9%	12.2%	-
合 計	生 産	61,066	39,719	35,967	59,182	48,076	47,638	49,416	42,251	55,546	57,745	56,186	56,638	609,430	70.2%
	輸 入	5,195	4,584	6,269	5,348	5,628	7,126	6,348	5,137	5,616	6,416	5,054	5,495	68,216	7.9%
	国 内 向	15,619	9,789	10,508	14,308	14,944	21,262	14,590	16,169	10,934	10,887	13,943	12,191	165,124	2.6%
	輸 入	29,858	17,762	21,082	29,997	32,701	32,675	28,906	29,504	29,163	25,641	21,223	20,629	319,141	5.1%
	国 内 向	31,295	6,645	19,990	52,910	43,280	51,573	57,770	55,754	45,137	67,029	79,502	48,045	558,930	8.9%
	輸 入	122,631	51,097	75,087	168,179	160,601	160,654	133,660	130,684	140,721	132,894	157,061	125,273	1,558,542	24.7%
	国 内 向	239,535	152,741	179,032	289,354	206,013	192,204	165,093	151,021	162,390	161,056	182,932	178,669	2,260,042	35.8%
	輸 入	94,071	73,867	61,428	79,748	61,642	63,727	64,629	55,052	74,051	81,832	78,681	79,861	868,589	100.0%
	輸 入	631,508	352,782	456,381	724,752	568,495	549,837	474,885	472,736	476,449	503,817	581,859	515,468	6,308,969	100.0%
	国 内 向	725,579	426,649	517,809	804,500	630,137	613,564	539,514	527,788	550,500	585,649	660,540	595,329	7,177,558	100.0%
	国内生産比率	13.0%	17.3%	11.9%	9.9%	9.8%	10.4%	12.0%	10.4%	13.5%	14.0%	11.9%	13.4%	12.1%	-

出所: 経済産業省生産動態統計/財務省貿易統計

出典: 自転車産業振興協会 自転車生産動態・輸出入統計

d) 自転車産業振興協会 自転車国内販売動向調査 年間総括

自転車国内販売動向調査は1店舗当たり平均年間車種別新車販売台数及び構成比を把握するために使用する。自転車国内販売動向調査より、1店舗当たり平均年間車種別新車販売台数に占める電動アシスト自転車の構成比は12%である。

表 1 店舗当たり平均年間車種別新車販売台数及び構成比

⑨ 1店舗当たり平均年間車種別新車販売台数及び構成比				2020年		2019年		前年比(%)
				販売台数(台)	構成比(%)	販売台数(台)	構成比(%)	
新車	計			231.5	100.0%	218.9	100.0%	+5.8%
車種別	一般車			101.0	43.6%	107.7	49.2%	-6.2%
	フレーム形状区分	スタガード型		27.9	12.1%	30.0	13.7%	-7.0%
		ダブルループ型		73.0	31.5%	77.8	35.5%	-6.2%
	変速機有無区分	変速機なし		53.3	23.0%	60.5	27.6%	-11.9%
		変速機あり		47.5	20.5%	47.2	21.6%	+0.6%
	ハブダイナモ有無区分	ハブダイナモなし		27.9	12.1%	32.7	14.9%	-14.7%
		ハブダイナモあり		73.2	31.6%	75.2	34.4%	-2.7%
	詳細区分	スタガード型・変速機なし・ハブダイナモなし		3.7	1.6%	5.7	2.6%	-35.1%
		スタガード型・変速機なし・ハブダイナモあり		1.8	0.8%	2.0	0.9%	-10.0%
		スタガード型・変速機あり・ハブダイナモなし		0.7	0.3%	1.1	0.5%	-36.4%
		スタガード型・変速機あり・ハブダイナモあり		22.3	9.6%	21.6	9.9%	+3.2%
		ダブルループ型・変速機なし・ハブダイナモなし		22.5	9.7%	25.0	11.4%	-10.0%
		ダブルループ型・変速機なし・ハブダイナモあり		25.9	11.2%	28.2	12.9%	-8.2%
		ダブルループ型・変速機あり・ハブダイナモなし		1.4	0.6%	1.2	0.5%	+16.7%
		ダブルループ型・変速機あり・ハブダイナモあり		23.5	10.2%	23.6	10.8%	-0.4%
	幼児・子供車			26.1	11.3%	21.2	9.7%	+23.1%
	幼児車			8.5	3.7%	5.9	2.7%	+44.1%
	子供車			17.4	7.5%	15.1	6.9%	+15.2%
	スポーツ車			55.7	24.1%	49.3	22.5%	+13.0%
	クロスバイク			33.5	14.5%	27.9	12.7%	+20.1%
	ロードバイク			14.6	6.3%	15.3	7.0%	-4.6%
	マウンテンバイク			8.0	3.5%	6.1	2.8%	+31.1%
	小径車（折りたたみ車含む）			16.1	7.0%	14.5	6.6%	+11.0%
	幼児同乗用自転車			5.8	2.5%	4.4	2.0%	+31.8%
	電動アシスト車			27.7	12.0%	22.1	10.1%	+25.3%

出典：自転車産業振興協会 自転車国内販売動向調査 年間総括

e) 国内製造事業者の年間製造台数

国内製造事業者へのヒアリングの結果より以下の情報を推計に使用する

- ・国内製造事業者の年間製造台数は約 7,300 台

3) 推計方法

a) 電動キックボード年間輸入台数

電動キックボード年間輸入台数は、「駆動原動機として電動機を有するモーターサイクル」(関税番号 871160) 年間輸入台数と電動アシスト自転車国内生産台数の合計から、電動アシスト自転車販売台数と電動アシスト自転車在庫台数を除いて推計する。

電動キックボードの年間輸入台数推計の概念図を以下に示す。

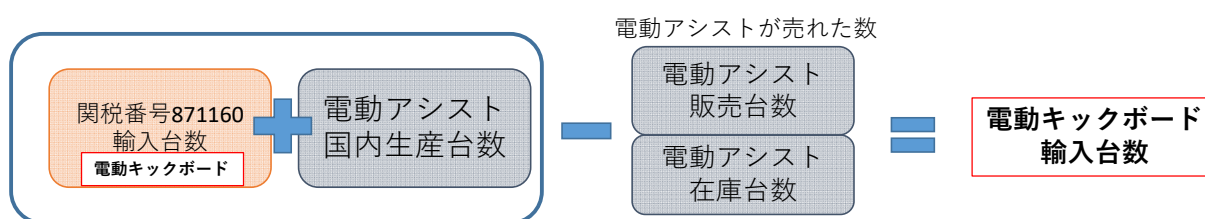


図 電動キックボードの年間輸入台数推計の概念図

b) 電動アシスト自転車年間販売台数

電動アシスト自転車年間販売台数は以下の2通りの方法で推計する。

方法1：生産動態統計における電動アシスト自転車販売台数である約74万台を用いる。

方法2：自転車生産動態・輸出入統計における、年間国内向自転車台数である約718万台に、自転車国内販売動向調査における、1店舗当たり平均年間車種別新車販売台数に占める電動アシスト自転車の構成比である12%を乗じる。

c) 電動キックボード年間国内流通台数

電動キックボード年間国内流通台数は、電動キックボード年間輸入台数に国内製造事業者の年間製造台数を足して推計する。

電動キックボードの年間国内流通台数の推計式を以下に示す。

$$\begin{aligned}
 (\text{電動キックボード年間国内流通台数}) &= (\text{電動キックボード年間輸入台数}) \\
 &\quad + (\text{国内製造事業者の年間製造台数})
 \end{aligned}$$

4) 推計結果

推計結果を以下に示す。

方法1での年間国内流通台数推計結果は309,791台となった。

表 既存の統計に基づく電動キックボード年間流通台数推計結果（方法1）

(A) 輸入台数	(B) 電動アシスト自転車国内生産台数	(C : A+B) 輸入+生産	(E) 販売台数	(F) 在庫台数	(G : C - (E + F)) 電動キックボード輸入量	(H) 電動キックボード国内製造数	(G+H) 年間国内流通台数
492,468	609,430	1,101,898	737,738	61,669	302,491	7,300	309,791

方法2での年間国内流通台数推計結果は178,992台となった。

表 既存の統計に基づく電動キックボード年間流通台数推計結果（方法2）

年次	(A) 輸入台数	(B) 電動アシスト自転車国内生産台数	(C : A+B) 輸入+生産	(D:H*) 電動アシスト販売台数	(E) 電動アシスト在庫台数	(F : C - (D+E)) 電動キックボード輸入量	(G) 電動キックボード国内製造数	(F+G) 年間国内流通台数
2020年	492,468	609,430	1,101,898	861,307	61,669	178,922	7,300	186,222



(H) 国内向自転車台数	(I) 販売数のアシスト構成比
7,177,558	12.0%

既存の統計に基づく推計では、ヒアリング結果に基づく推計と比較して、電動キックボードの流通台数を過大に推計していることが考えられる。

以下に、既存の統計に基づく推計が過大である原因と、考えられる解決策を示す。

【原因】

- ・電動キックボードをはじめとする、新たなモビリティに関するデータが十分ではない
- ・輸入及び生産から販売に至る各段階における、品目ごとの総量に関するデータが十分ではない

【解決策】

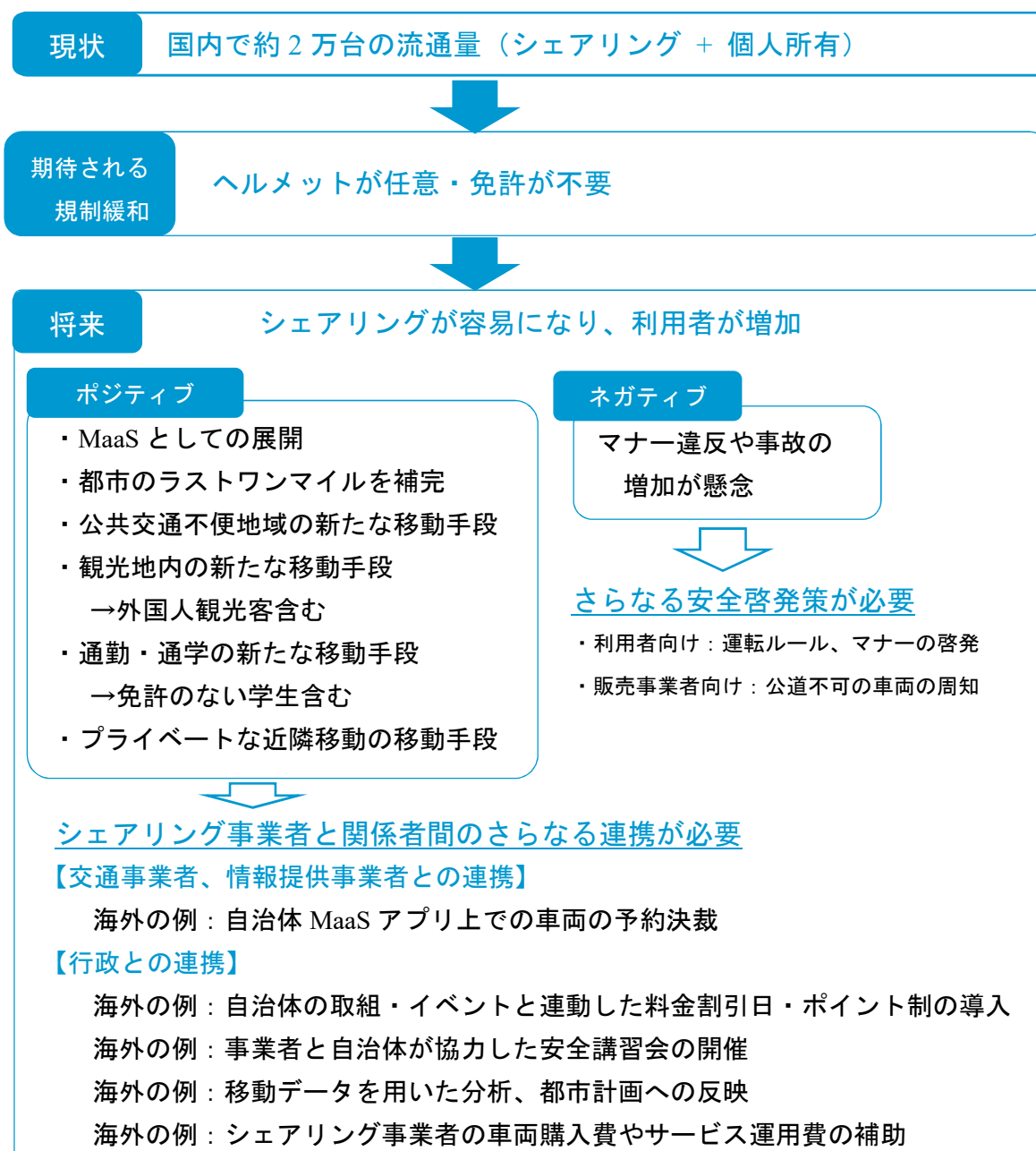
- ・今後も新たなモビリティの需要拡大が見込まれることから、継続的に調査を行う
- ・新たなモビリティが市場に登場した際に、速やかにその管理を行う

3-4 将来的な国内市場の展開

将来的に電動キックボードの利用者、とりわけ車両を購入せずに利用できるシェアリング利用者が増加することが考えられる。

利用者の増加に伴って期待される要素としては、都市部におけるラストワンマイルを解決する新たな移動手段の提供や、MaaS としてのシームレスな移動の提供が考えられる。また、観光地における新たな移動手段としても期待される。これらをより強力に実現するためには、海外の実態調査結果からも分かる通り、シェアリング事業者と交通事業者や行政との連携が必要である。

一方で、利用者の増加に伴い、マナー違反や事故が増加することが懸念される。マナー違反や事故を最小に防ぐためにも、利用者や販売事業者向けの安全啓発策が必要である。



第4章 広報コンテンツの作成

4-1 広報コンテンツの作成概要

(1) 動画

作成する動画は、20～30代の若年層に訴求力の高い Youtube にアップロードすることを想定して作成した。

なお、動画で使用する車両については、マイクロモビリティ推進協議会に加盟する企業から借用した。

(2) リーフレット

動画の内容を踏まえて、2 ページ程度のリーフレットを作成した。

4-2 広報コンテンツの作成内容

(1) 動画

動画の作成に当たって、下記の通り動画に盛り込むべき構成要素を整理してシナリオを作成した。

表 動画の構成要素

NO	項目	構成要素（伝えたい事）	映像イメージ
1	電動キックボードの概要	車体イメージ	車両の画像
2		走行イメージ	走行映像
3	電動キックボードの利用ルール	【車両について】キックボードにはナンバープレート、方向指示器、ミラーを付ける	イラスト or 動画
4		【乗る人】原付免許が必要（特例電動キックボードの場合は小型特殊自動車免許）	イラスト or 動画
5		【乗る人】ヘルメットを着用し車道の左側を走行（特例電動キックボードの場合も着用推奨）	イラスト or 動画
6	走行時のルール	走行する時は車道の左側を走ろう	映像
7		歩道走行はいけません	映像
8		右左折の方法に注意しよう	映像
9	どんな時に事故が起こるのか	自転車や歩行者との出会頭の衝突事故が多いので、交差点は減速しよう	イラスト or 画像
10		路面の凹凸で転んでしまうこともあるので、路面の状況に注意しよう	イラスト or 画像
11	まとめ	ルールを守って快適移動を	映像

・動画の内容とナレーション

内容	ナレーション
BGM～♪ ・街中を軽やかに走行する様子。 タイトルIN ・キックボードの説明 T『電動キックボードとは』 必要パーツのUPをしっかりと 見せながら解説。 ・キックボードに乗ろうとしている 女性が、免許証を確認する。	N 最近街中でよく見かける電動キックボード。 便利で快適な乗り物ですが、注意するポイントもたくさん。 安全で快適に走行してもらうためのポイントを紹介します。 N 定格出力0.60キロワット以下の電動キックボードは 原付自転車に該当します。 そのため、公道を走行する車両には原付自転車の 車両ルールが適用されます。 ブレーキ、前照灯、後写鏡等、道路運送車両法の 保安基準に適合しなければ走行することができません。 さらに、自賠責保険の契約や、 各区市町村税条例で定める標識、 いわゆるナンバープレートを取り付ける必要があります。 N 公道で乗る場合には、 原付自転車の運転免許が必要になります。
・街中を軽やかに走行する様子。 T『走行時のルール』 ・左側走行の様子。 グラフィックで強調する。 ・逆走行の様子。 グラフィックで禁止を強調。 ・歩道に入り、キックボードを降り て歩道を手押しで歩く様子。 ・街中を軽やかに走行する様子。 T『走行時の注意するポイント』	N 実際の走行中のルールを紹介します。 N 公道での走行は原付自転車と同じく、左側を走行です。 N 逆走は禁止です。 N また、歩道走行も禁止されています。 N 最後に、走行中に注意するポイントを見ていきましょう。

・交差点でブレーキを踏み、左右を確認してから、走り出す様子。

N 自転車や歩行者との出会い頭の事故が発生しています。
交差点では、歩行者や自転車が飛び出してくることを想定して、必ず減速するようにしましょう。

・道路の段差で、一度止まり、段差を避けて走行する様子。

N さらに、電動キックボードはタイヤの大きさが小さいことから、走行する時は、段差やくぼみなど路面の状況に注意して走行しましょう。

・都内を気持ちよさそうに走行する様子。

N ルールを守って、便利で快適な新しい移動を楽しみましょう。

作成した動画の内容は以下の通り。





(2) リーフレット

作成したリーフレットは以下の通り

ルールを守って電動キックボードに乗ろう

～安全・快適に利用するために～

利用ルール①

✓ ナンバープレート、方向指示器、ミラーなどの保安部品が必要



- ✓ 定格出力 0.60 キロワット以下の電動キックボードは原付自転車に該当します。
- ✓ 公道を走行する時は、原付自転車の車両ルールが適用されます。
- ✓ ブレーキなどの制動装置、前照灯、後写鏡等の構造や装置について、道路運送車両法の保安基準に適合しなければ走行することができません。
- ✓ 自賠責保険の契約や、各区市町村条例で定める標識、いわゆるナンバープレートを取り付ける必要があります。

制動装置(2系統)、前照灯、後部反射器、警音器、後写鏡、番号灯、尾灯、制動灯、方向指示器、速度計
注…最高速度が時速 20 キロメートル未満の車両については、下線の装置は免除

利用ルール②

✓ 原付免許が必要

走行時のルール

○ 車道の左側を通行

✗ 逆走は禁止



✗ 歩道の走行は禁止

歩道では車両を降りて、押して歩きましょう



どんな時に事故が起こるの？

✓ 交差点に注意！

自転車や歩行者との出会い頭の衝突事故が多い



自転車や歩行者との出会い頭の事故が発生しています。

交差点では、歩行者や自転車が飛び出してくることを頭に入れて、必ず減速するようにしましょう。

✓ 路面の状況に注意！



電動キックボードはタイヤの大きさが小さいことから、走行する時は、段差やくぼみなど路面の状況に注意して走行しましょう。



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry 製造産業局 生活製品課

4-3 広報コンテンツを用いた普及推進に向けて

上記で作成した広報コンテンツを、より多くの人に見てもらうためには、動画を多くの媒体上に掲載することが重要である。

例えば、以下のように、ユーザーの窓口（ゲートウェイ）となる媒体に掲載する方法が考えられる。

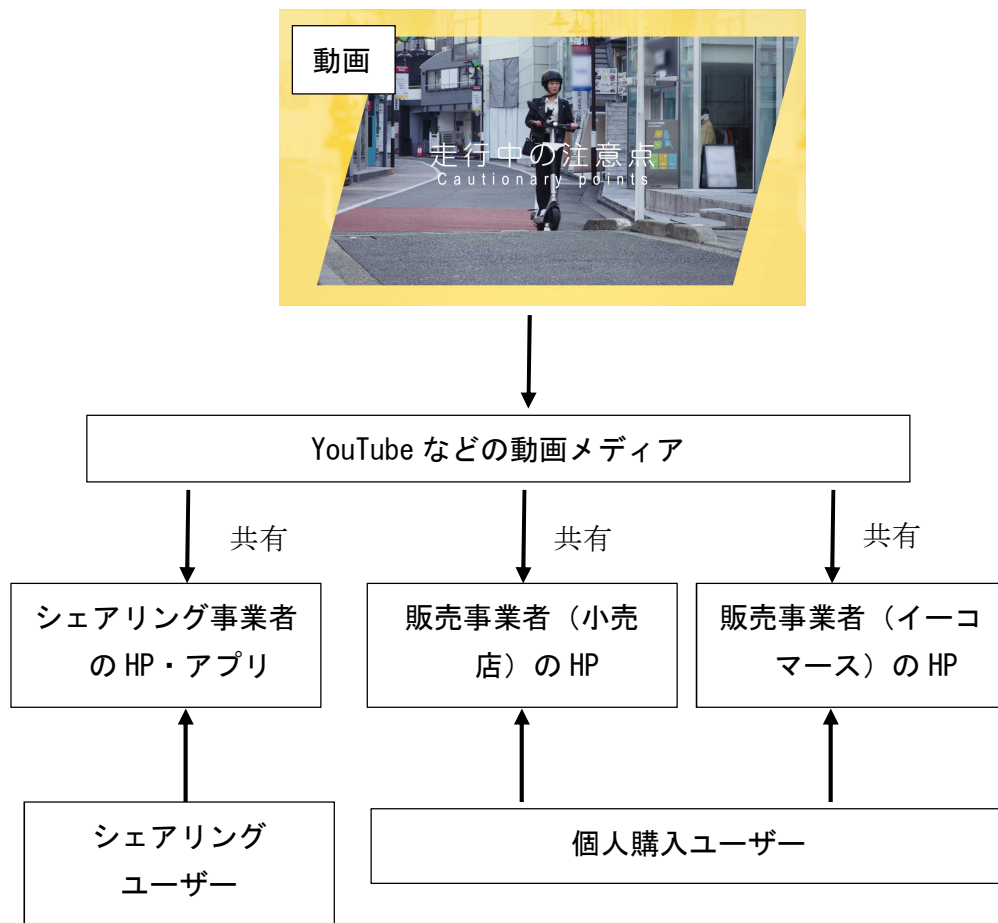


図 動画を用了た普及推進方法イメージ

第5章 参考資料

5-1 ヒアリングシート

(1) 海外実態調査

1) サービス提供主体へのヒアリングシート

日本国 経済産業省
サービス提供主体へのヒアリング項目

【ヒアリング項目】

I. サービス展開国における電動キックボード展開状況・概要について

貴社でサービスを展開している国・都市における電動キックボードの展開状況・概要を教えてください。

II. 貴社の電動キックボードのシェアリングサービスについて

貴社の電動キックボードシェアリングサービスについて教えてください。なお、電動キックボード以外に、自転車等も合わせてシェアリングサービスを行っている場合は、電動キックボードに関してのみお答えください。

※国・都市ごとに教えてください

【シェアリングサービスの提供方法】

(例：シェアリングサービス専用のアプリから提供など)

【性年齢別の利用状況】

【よく利用されているシーン】

【現在の稼働台数】

【(ポートがあれば) 国・都市ごとのポート設置数】

【国・都市ごとのサービスの年間利用者数及び利用回数】

【使用している機体のメーカーと製造国（複数ある場合はその割合）】

【競合するシェアリング事業者はどのような会社があるか】

Ⅲ. 行政や他の交通機関との連携について

（１）国や自治体からの電動キックボード普及支援施策はありましたか。

（２）電動キックボードが交通主体として受け入れられるためのインフラ整備はありましたか。（例：電動キックボード専用レーンを設けた等）

（３）鉄道やバスといったほかの交通機関と連携したサービスを提供していますか。もしくは、今後そのようなサービスを提供するための動きはありますか。
（例：目的地までの鉄道での経路を調べる際に、降車駅から目的地までの交通手段として電動キックボードを選択することができ、機体の予約や決済ができる等）

Ⅳ. 電動キックボードに適用される交通ルール等について

(1) サービスを展開されている国・都市において電動キックボードの利用者やサービス提供者に適用されるルールについて教えてください。以下のルールは現行のものでしょうか。

【速度制限】

【走行場所】

【年齢制限・免許】

【ヘルメットの着用義務】

【事業者の参入制限】

【保険加入の義務】

【その他】

(2) 電動キックボード利用者に特徴的な交通ルール違反にはどのような事例がありますか。

(3) 電動キックボード利用者に特徴的な交通事故にはどのような事例がありますか。

(4) 電動キックボード利用者が交通ルール違反や交通事故を起こさないように、取り組んでいる安全運転啓発施策はありますか。

(例：定期的に安全講習会を行う、ヘルメットを着用している写真を提出した利用者に対して割引券を配布する等)

2) 製造事業者へのヒアリングシート

日本国 経済産業省 Ninebot へのヒアリング項目

【ヒアリング項目】

I. 電動キックボードの生産台数について

- (1) 電動キックボードの累計生産台数について教えてください。
- (2) 電動キックボードの年間生産台数について教えてください。
- (3) Ninebot 製の電動キックボードが世界の総製造台数に占める割合はどのくらいですか。他社（製造業者）の世界シェアは分かりますか。

II. 電動キックボードの流通について

- (1) 電動キックボードの国別の輸出台数を教えてください。（2019 年、2020 年、2021 年）
- (2) 日本への年間輸出台数を教えてください。（2019 年、2020 年、2021 年）
- (3) (2) の内訳を教えてください。
 - ・製品名別
 - ・卸先事業車名別

III. 行政の政策について

- (1) 国や自治体から電動キックボード製造支援施策はありましたか。
- (2) 中国では電動キックボードの公道走行が禁止されていると聞いていますが、どのようなことがきっかけで公道走行が禁止されたのでしょうか。
- (3) 今後の電動キックボードの市場動向としてどのようなになると考えられますでしょうか。

(2) 国内実態調査

1) シェアリング事業者へのヒアリングシート

国内事業者へのヒアリング項目

【ヒアリング項目】

I. 電動キックボードシェアリング実証実験の状況について

(1) 貴社の電動キックボードシェアリングサービスについて教えてください。なお、電動キックボード以外に、自転車等も合わせてシェアリングサービスを行っている場合は、電動キックボードに関してのみお答えください。

【シェアリングサービスの提供方法】

(例：具体的なスマホ等での操作手順や返却の方法、決済方法等)

【貴社サービスの性年齢別の利用状況】

【よく利用されているシーン】

【現在の所持している機体の台数・うち稼働台数】

【ポート設置数（自治体別などがあれば望ましい）】

【新事業活動計画以外で使用している機体があればその機体のメーカーと製造国（計画内の機体も含めて複数の機体を使用している場合は各機体の割合）】

(1) 事業での様子等を踏まえて、電動キックボード利用者が特に注意すべき交通ルール違反はどのようなものと考えているか。

(2) 事業での様子等を踏まえて、電動キックボード利用者が特に注意すべき交通事故はどのようなものと考えているか。

- (3) 電動キックボード利用者が交通ルール違反や交通事故を起こさないように、取り組んでいる安全運転啓発施策のご進捗・様子はいかがでしょう。(効果的な方法、利用者の反応等)

Ⅱ. 電動キックボードの普及のための制度について

電動キックボードを普及させるためには、どのような普及推進の取組（行政・民間）が必要であるとお考えですか。

Ⅲ. 電動キックボードの将来的な市場規模や経営の展望について

- (1) 将来的なポート設置数、利用人数及び利用回数は電動キックボード市場全体でどの程度になると想定されていますか。
- (2) 電動キックボードを利用してほしいと考えるシーンはどのような状況ですか。
(例：観光地の周遊に利用してほしい、工場敷地内や産業団地内の交通手段として利用してほしい等)
- (3) 進出意向がある地域・自治体や、進出の打診があった地域・自治体はありますか。
- (4) 電動キックボードのGPSデータを、車両の管理以外に活用する意向はありますか。

2) 製造・販売事業者へのヒアリングシート

国内事業者へのヒアリング項目

【ヒアリング項目】

I. 電動キックボードの製造状況について

(1) 貴社の電動キックボード製造事業について教えてください。なお、電動キックボード以外に、自転車等も合わせて製造を行っている場合は、電動キックボードに関してのみお答えください。

【製造台数（年間及び累計）】

【自社製造機体の販売方法別の流通量】

① ネットショップ等で直接販売

② 卸売業者を介して販売

③ 他事業者から製造を受託し納品

II. 電動キックボードの販売状況について

(1) 貴社の電動キックボード販売事業について教えてください。なお、電動キックボード以外に、自転車等も合わせて販売を行っている場合は、電動キックボードに関してのみお答えください。

【販売台数（年間及び累計）】

【貴社で販売している機体の性年齢別購入状況】

【よく利用されているシーン】

【取り扱っている機体のメーカーと製造国（自社製品も含め、複数事業者の機体を取り扱っている場合はその割合）】

Ⅲ. 電動キックボードの安全運転について

- （１）電動キックボード利用者が特に注意すべき交通ルール違反はどのようなものとお考えですか。
- （２）電動キックボード利用者が特に注意すべき交通事故はどのようなものとお考えですか。
- （３）電動キックボード利用者が交通ルール違反や交通事故を起こさないように、取り組んでいる安全運転啓発施策はありますか。（効果的な方法、利用者の反応等）

Ⅳ. 電動キックボードの普及のための制度について

電動キックボードを普及させるためには、どのような普及推進の取組（行政・民間）が必要であるとお考えですか。

Ⅴ. 電動キックボードの将来的な市場規模や経営の展望について

- （１）将来的な製造台数、販売台数は国内の電動キックボード市場全体でどの程度になると想定されていますか。
- （２）電動キックボードを利用してほしいと考えるシーンはどのような状況ですか。

(例：観光地の周遊に利用してほしい、工場敷地内や産業団地内の交通手段として利用してほしい等)

二次利用未承諾リスト

報告書の題名 令和3年度産業経済研究委託事業
(国内外の電動キックボードに関する調査) 報告書

委託事業名 令和3年度産業経済研究委託事業（国内外の電動キックボードに関する調査）

受注事業者名 社会システム(株)

[illegible]